

## 「歯科保険診療の要点 2020 年 8 月版」 追補版

2020 年 9 月より、前歯に対する CAD/CAM 冠の修復が可能となりました。愛知県保険医協会歯科部会では、この変更を受けて、本年 8 月に発行した「歯科保険診療の要点 2020 年 8 月版」追補版（一部正誤による修正を含む）を作成し、会員の先生に配布いたします。ぜひご活用ください。

なお、10 月診療分からは、レセコンを使用している歯科医療機関には改定後の摘要欄コードの記載が求められるようになりました。特に 8 月 31 日付の事務連絡により記載事項やコードが一部訂正・変更されていますので、レセコン会社に変更に対応しているかをご確認ください。ご自身でコードを確認したい場合は、厚生労働省のホームページに掲載されている通知などをご覧ください。

P188～189

### 35. CAD/CAM 冠(1 歯につき) 1,200 点

- (1) CAD/CAM 冠とは、ハイブリッドレジンブロックと互換性がある歯科用 CAD/CAM 装置を用いて、作業模型により間接法で設計・製作した歯冠修復物(全部被覆冠)をいう。光学印象から模型を製作せずに切削する方法では算定できない。1 歯につき 前歯 1,776 点、小白歯 1,428 点または、1,454 点、大白歯 1,642 点を算定する(材料料を含む)。
- (2) CAD/CAM 冠は、前歯(1～3 番)、小白歯(4 番・5 番)または 6 番歯に対して行う。6 番は、上下顎両側の 7 番歯が全て残存し、左右の咬合支持があり、装着した冠に過度な咬合圧が加わらない場合に対象となる。
- (3) CAD/CAM 冠は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、東海北陸厚生局長に届け出た保険医療機関に限り算定できる。

#### 【CAD/CAM 冠の施設基準】(届出様式 P. 378、398)

- ① 歯科補綴治療に係る専門の知識および 3 年以上の経験を有する歯科医師が 1 人以上配置されている。
- ② 保険医療機関内に歯科用 CAD/CAM 装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置している。
- ③ 保険医療機関内に歯科用 CAD/CAM 装置が設置されていない場合は、その装置を設置している歯科技工所との連携が図られている。

- (4) CAD/CAM 装置は、薬事法上の届出として「歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット」(一般医療機器・クラス I)の届出を行ったものが対象となる。
- (5) 永久歯代行の乳歯に対する CAD/CAM 冠は対象とならない。
- (6) FMC または前装 MC を装着後に、歯科用金属アレルギーを発症した患者に CAD/CAM 冠を製作する場合は、補管中であっても製作に係る一連の費用は所定点数により算定できる。その場合、レセプトの「摘要」欄に歯科用金属アレルギーを発症した旨および紹介元保険医療機関名を記載する。
- (7) 前歯に使用できるのは CAD/CAM 冠用材料(Ⅳ)のみ。また、白歯に対しては、原則、小白歯は CAD/CAM 冠用材料(Ⅰ)と(Ⅱ)、大白歯は CAD/CAM 冠用材料(Ⅲ)を使用する。ただし、小白歯に CAD/CAM 冠用材料(Ⅲ)を使用した場合は、CAD/CAM 冠用材料(Ⅱ)の 254 点を算定する。なお、前歯に CAD/CAM 冠用材料(Ⅳ)、大白歯に CAD/CAM 冠用材料(Ⅲ)を使用した場合は、カルテにトレーサビリティシールを添付する。
- (8) 請求は、前歯の場合は、「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄に「歯 CAD(Ⅳ)」と表示し、点数(装着料を含む)および回数を記載する。白歯の場合は、「歯冠修復及び欠損補綴」の「CAD」欄で請求する。
- (9) 歯冠形成の請求は、生 PZ の場合は、「歯冠修復及び欠損補綴」の「生単前 C」欄に、失 PZ の場合は、「失単前 C」欄に点数と回数を記載する。
- (10) 接着性の向上を目的に内面処理(アルミナ・サンドブラスト処理およびシランカップリング処理など)を行った場合は、内面処理加算 1 の 45 点を装着料に加算する。装着材料料は別に算定できる。
- (11) 装着料の請求は、「歯冠修復及び欠損補綴」の「装着」欄に装着料および加算点数とその回数を記載する。例)「45×1 + 45×1」



摘要欄

(12) 大白歯に用いた場合、「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄に部位を記載する。なお、「傷病名部位」欄の記載から対象部位が明らかな場合は、部位記載を省略できる。

(13) CAD/CAM 冠の製作に関わる主な点数

| 生PZ  | 失PZ  | 印象採得 | 咬合採得 | 装着料 | 材料料                           | 補管   | 除去料 |
|------|------|------|------|-----|-------------------------------|------|-----|
| 796点 | 636点 | 64点  | 18点  | 90点 | 前歯576点、小白歯228点または254点、大白歯442点 | 100点 | 20点 |

 (14) 歯科用金属アレルギー患者に対して、医科保険医療機関の医師との連携のうえで、診療情報提供(診療情報提供料の様式に準じる)を受けた場合に限り、臼歯部全ての部位に適用でき、この場合は補管の対象外となる。大白歯に用いた場合は、「摘要」欄に紹介元医療機関名を記載する。

**(15) 前歯に対してCAD/CAM冠を製作する場合、CAD/CAM冠用材料(Ⅳ)の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該部位の口腔内写真を撮影した場合は、歯冠補綴時色調採得検査(色調)に準じて10点を算定する。**

**(16) 前歯に対して、CAD/CAM冠のための歯冠形成の加算を算定した歯、またはCAD/CAM冠のための歯冠形成を行うことを予定している歯にテンポラリークラウン(TeC)を用いた場合は、当該歯に係る処置などを開始した日から装着するまでの期間において、1歯1回に限り34点を算定する。**

#### 【CAD/CAM 冠用材料の定義および機能区分】

| CAD/CAM 冠用材料の定義                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 薬事承認または認証上、類別が「歯科材料(2)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科切削加工用レジン材料」であること。<br>② シリカ微粉末およびそれを除いた無機質フィラーを含有し、重合開始剤として過酸化物を用いた加熱重合により作製されたレジンブロックであること。<br>③ 1歯相当分の規格であり、複数歯分の製作ができないこと。<br>④ CAD/CAM 冠に用いられる材料であること。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| CAD/CAM 冠用材料の機能区分                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 材料(Ⅰ)                                                                                                                                                                                                | ① シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計が60%以上であること。<br>② CAD/CAM 冠用材料(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)の機能区分に該当しないこと。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 材料(Ⅱ)                                                                                                                                                                                                | ① シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が60%以上であること。<br>② ビッカース硬さが55HV0.2以上であること。<br>③ 37℃の水中に7日間浸漬後の3点曲げ強さが160MPa以上であること。<br>④ 37℃の水中に7日間浸漬後の吸水量が32μg/mm <sup>3</sup> 以下であること。                                                                                                                                                    |
| 材料(Ⅲ)                                                                                                                                                                                                | ① シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が70%以上であること。<br>② ビッカース硬さが75HV0.2以上であること。<br>③ 37℃の水中に7日間浸漬後の3点曲げ強さが240MPa以上であること。<br>④ 37℃の水中に7日間浸漬後の吸水量が20μg/mm <sup>3</sup> 以下であること。                                                                                                                                                    |
| 材料(Ⅳ)                                                                                                                                                                                                | ① シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの合計の質量分率が60%以上であること。<br>② ビッカース硬さが55HV0.2以上であること。<br>③ 37℃の水中に7日間浸漬後の3点曲げ強さが160MPa以上であること。<br>④ 37℃の水中に7日間浸漬後の吸水量が32μg/mm <sup>3</sup> 以下であること。<br>⑤ 歯冠長に相当する一辺の長さが14mm以上であること。<br>⑥ シリカ微粉末とそれを除いた無機質フィラーの一次粒子径の最大径が5μm以下であること。<br>⑦ エナメル色(切縁部色)とデンティン色(歯頸部色)、およびこれらの移行色(中間色)を含む複数の色調を積層した構造であること。 |

#### ※ 12月1日現在CAD/CAM冠用材料(Ⅳ)として使用できるブロック

|                                 |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ・「カタナ®アベンシア®N」(クラレノリタケデンタル)     | ・「セラスマート レイヤー」(ジーシーデンタルプロダクツ)    |
| ・「エステライト レイヤーブロック」(トクヤマデンタル)    | ・「KZR-CAD HR ブロック4イーパ」(YAMAKIN)  |
| ・CNセラパールG(カム・ネッツ)               | ・ブリージョCAD Smileブロック(デンケン・ハイデンタル) |
| ・ZEUS HR スマイル ブロック(デンケン・ハイデンタル) | ・「松風ブロック HC ハードAN」(松風)           |